「奨学のための給付金」受給申請のご案内

「奨学のための給付金」は, 授業料を対象とした就学支援金とは別に, 授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした支援制度です。(返済不要)

誰に給付されますか?

◎令和2年7月1日時点で、次の要件をすべて満たす保護者に給付します。

受けている

52,600円

要件								
保護		①生活保護(生業扶助)を受給 又は ②令和2年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税						
者		広島県内に在住						
生	□ 高等学校就学支援金の受給対象者							
徒		児童福祉法の措置費等の支給を受けていない						



対象者: 保護者 請: 7月以降 数: 年1回 口

付:申請の口座へ振込み

給付額はいくらですか?

◎ 表の区分ごとに、次の金額 が給付されます。

> 要件は、いずれも7月1日現 在の状況で判断します。



給 付 額 (年額)

「高校生等」とは,高 等学校,高等専門学 校,専修学校などに在 無し、就学支援金、学 び直し支援金の受給対 次科支援金の受給対 象となっている者で Q1 生活保護法に定める生業扶助を受けていますか?

受けていない

Q2 保護者全員の道府県民税·市町村民税の所得割が非 課税ですか?

左記以外

非課税 (0~99円) Q3 学校は通信制又は専攻科ですか?

通信制・専攻科以外

Q4 他に扶養している 15歳(中学生は除 く)以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいます

通信制又 は専攻科

中あるいは高 n 校生等以外の

通信制に在学

弟妹あり*1

138,000 円*2

兄姉あ

103,500 円 *2 38,100円*2

(対象外)

課税証明書等の

課税証明書等の 所得確認書類 ただし、これまで に個人番号(マイ ナンバー)の写し を提出し、給付金 審査の利用に同意 (申請書にチェッ ク)された方は、原 則、不要。

(生徒が県外校在 籍の場合は課税証 明書等の添付が必

生徒が県外校在籍 の場合は,原則と して添付が必要。

*5 その他の書類が必 要な場合は、別途お知らせします。

*2 令和2年度は、非課税世帯へ通信費相当額(上限1万円)が加 算される場合があります。(次ページ参照)

どんな書類が必要ですか?

0	奨学給付金受給申請書	0	0	0	0
1	通帳の写し(コピー) 金融機関,支店,預金種別,口座番号, 口座名義フリガナが確認できるページ	0	0	0	0
2	保護者全員の所得確認書類 ※コピーも可 ⇒ 次ページ「4 所得確認書類」 を参考にしてください。		O*3	O*3	O*3
3	生活保護受給に関する証明書 福祉事務所で証明を受けてください。	0			
4	健康保険証の写し(コピー) 生徒本人及び15歳以上23歳未満の兄弟姉 妹の扶養状況を確認できるもの		0	0	0
(5)	在学証明書 生徒の在学校が発行したもの	Δ_{*4}	Δ_{*4}	\triangle_{*4}	\triangle_{*4}
6	その他の書類 上記のほかに、委任状やその他の書類が 必要な場合があります。	Δ_{*5}	Δ_{*5}	Δ_{*5}	Δ_{*5}

4 所得確認書類

住民税の課税額等を証明する書類(保護者全員)

下記①から③の書類のいずれか(令和2年度分)

- ①課税証明書又は非課税証明書の写し
- ②市(町村) 民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し
- ③市町村民税・県民税納税通知書の写し

◎ 非課税世帯についての確認

【県内校のみ:個人番号(マイナンバー)を基に取得した課税情報の利用に関する同意について】

高等学校等就学支援金の認定審査等で、個人番号(マイナンバー)の写しを、これまでに広島 県内の学校を通じて県へ提出された世帯について、奨学給付金の所得確認において県が個人番号 を利用することに同意される場合は、上記の課税証明書類の提出は不要です。(申請書裏面の(B) (b) の同意欄にチェックを入れていただきます。)

ただし、保護者の課税地情報(1月1日の住民票登録自治体)の確認等と併せて行うことから、 所得の確認に時間を要することが見込まれます。

また、個人番号(マイナンバー)の写しを提出している場合であっても、<u>住民税の申告をしていないときは、</u>審査に時間を要しますので、<u>事前に必ず市区町村の住民税の窓口で申告をしてい</u>ただきますようお願いします。

- ※ <u>個人番号の利用に同意されないときは、同意欄にチェックを入れずに、上記①から③のいずれかの書類を提出してください。</u>
- ※ <u>生徒が県外の高校の場合は、同意欄にチェックを入れずに、上記①から③のいずれかの書類</u>を提出してください。

【ご自身での確認方法について】

ご自身で非課税世帯であるかどうかを確認するには、市区町村役場で①の課税証明書又は非課税証明書を、ご自身で取得して<u>市(町村)民税所得割額の欄及び県民税所得割額の欄</u>の金額をご確認いただくか、給与所得者であれば毎年5~6月頃に会社から配布される②の「令和2年度給与所得に係る市(町村)民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」、自営業者であれば毎年6月頃に居住地の市町村から送付される③の「令和2年度 市町村民税・県民税納税通知書」の該当欄の金額をご確認いただく方法があります。(県HP「課税証明書、特別徴収税額の決定通知書 、納税通知書の確認欄」を参照)

<u>お手元に①~③の書類がございましたら</u>, ご確認いただくとともに, 審査の早期化の観点から, コピーを添付していただきますようお願いいたします。

(※<u>これまでにマイナンバーの写しを提出されていない方は</u>,上記①から③のいずれかの書類を 提出してください。)

5 通信費相当額について

新型コロナウィルス感染症対策のための臨時休業及び段階的学校再開期における学びの保障のため、令和2年度は、パソコンやタブレット等の ICT 機器を活用した家庭学習を行う場合に、非課税世帯の保護者が負担する通信費※を支援します。

受給するためには、加算支給分を、オンライン学習等の通信費に充てることを誓約していただく必要があります。(申請書裏面の(B)(ウ)「通信費に係る誓約」欄にチェックを入れていただきます。)

なお,生活保護(生業扶助)受給世帯は,生活保護において同様の負担軽減が図られますので,加算の対象となりません。

※家庭のインターネット回線通信費やルーター等のネットワーク機器等に係る経費

6 申請期限

◎ 申請書に①~⑥の書類を添付し、 7月22日(水)までに、学校事務室へ 提出してください。

(複数の生徒について申請する場合は、生徒 1 人につき 1 枚の申請書を提出してください。)

7 給付金の支給の流れ



支給時期:令和2年11月~令和3年1月頃(予定)

※審査、決定通知を終えたものから順に支給します。(支給時期についてはお答えいたしかねます。)

※書類不備等の理由により令和3年2~3月となることがあります。

お問合せ先

広島県環境県民局学事課 修学支援担当

電話 082-513-2755 受付時間:午前9時から午後5時(土日・祝日を除く)

◆申請書はホームページからダウンロードできます。

「広島県学事課 私立高等学校等奨学のための給付金」で検索してください。

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/syougakunotamenokyuuhukin.html